

全日基 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業事務処理要領

制定：令和4年12月1日付 4全日基第81号

令和4年9月30日付4畜産第1480号農林水産省畜産局長通知の、「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）」の実施に当たって、公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下、「機構」という。）の「令和4年度 配合飼料価格高騰緊急特別対策事業」に関する業務方法書（令和4年11月21日制定）に基づき、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）が行う業務は、この要領の定めるところにより行うものとする。

ただし、この要領により難しい場合は、別に全日基が定めるところによる。

第1章 事業の内容

1. 特別補填金の交付

生産コストの削減及び飼料自給率の向上につながる取組を実践する畜産経営者に対して、配合飼料価格安定制度（以下「基金制度」という。）に基づく補てん金とは別に、令和4年度第3四半期の配合飼料の購入に係る特別対策事業に基づく補填金（以下「特別補填金」という。）の交付

2. 事業の推進指導

前項の業務に必要となる事務及び、円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等

第2章 実施体制

1. 業務の実施体制

特別対策事業は、全日基の業務方法書が規定する価格差補てん契約（以下「基本契約」という。）の締結及び、価格差補てん金の交付に準じる方法で、全日基、都道府県配合飼料価格安定基金協会（以下、「基金協会」という。）及び荷受組合が、この要領に定めた手続きにより実施する。

2. 業務の委託

(1) 全日基は、基金協会と別紙様式第8号の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業委託契約（例）」に即して委託契約を締結し、第1章の業務の一部を委託する。

- (2) 基金協会は、全日基から委託された業務の一部を荷受組合に再委託することができる。
- (3) (1)から(2)に基づく委託費の支払いについては、特別補填金交付後、全日基が事業実施に要した基金協会からの実費に基づく請求を取りまとめ、令和5年5月12日(金)を期限とする全日基から機構への請求をもって精算する。

第3章 事業の要件

1. 本事業に参加できる畜産経営者(以下「畜産経営者」という。)は、令和4年度第3四半期において、基金制度に加入している者とする。
2. 畜産経営者は、事業実施前と比較し、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るため、別表1「畜産農家が生産コストの削減・飼料自給率の向上に向け取り組むメニュー」に掲げる取組のうち、「Ⅰ. 畜種共通」及び「Ⅱ. 畜種別」から1つ、「Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減」から1つ、計2つを選択し、取り組むものとする。
3. それぞれの取組は令和5年度までに取り組むこととする。
4. 当該取組については、本事業に参加する畜産経営者におけるこれまでの取組の継続についても対象とする。この場合、畜産経営者は、令和5年度まで当該取組を継続するものとする。
5. 畜産経営者が前項第2の取組を実施したことを証する書類は、当該経営者において令和9年度末(令和10年3月31日(金))まで保管する。
6. 特別補填金の対象となる配合飼料は、基金制度による価格差補填の対象となるものに限る。

また、特別補填金の畜産経営者への交付対象数量は、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量とする。

ただし、同四半期の配合飼料購入数量が、基金制度による価格差補填の同四半期の契約数量を上回る場合は、契約数量を上限とする。

第4章 特別補填金の交付手続き

1. 事業参加申込書及び取組計画の提出
 - (1) 畜産経営者等への説明

基金協会及び荷受組合は、令和5年1月13日（金）までに、令和4年度第3四半期の基本契約対象者である畜産経営者に対し協力してこの事業を案内し、その内容を説明する。

(2) 畜産経営者の事業参加申請

畜産経営者は、令和5年1月20日（金）までに、別紙様式第1号「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業参加申込書兼特別補填金交付申請書（以下「事業参加申込書」という。）（畜産経営者→基金協会）及び、別紙様式第1号の別紙「生産コストの削減及び飼料自給率向上のための取組計画」（以下「取組計画」という。）を基金協会又は荷受組合に提出し、事業への参加申請を行う。

(3) 参加申込書等の入手及び保管

基金協会は、令和5年1月20日（金）までに、原則として（1）の畜産経営者全員から、「事業参加申込書」及び「取組計画」を入手し、令和9年度末（令和10年3月31日（金））まで保管する。

2. 購入数量の入力

(1) 荷受組合は、令和5年1月20日（金）までに、令和4年度第3四半期の畜産経営者毎の基金制度の対象となる配合飼料の購入数量を、基金制度の補てん金交付事務のための電子事務処理システム（以下「全日基補てんシステム」という。）にて入力し、その後、基金協会は、令和5年1月25日（水）までに入力データの内容を確認後、全日基補てんシステムにて購入数量を確定する。

(2) この作業は、特別対策事業による特別補填金の交付に係る購入数量の入力作業を兼ねる為、重複して作業を行う必要はない。

(3) 畜産経営者であっても、特別補填金の受け取り時点までに廃業することが判明している畜産経営体については、特別対策事業の参加要件を満たさないことが明らかであるため、特別補填金の交付対象者とはならない。

ただし、特別補填金交付後から令和5年度末までに、やむを得ず廃業する畜産経営者については、基金協会に廃業届等を提出し、受理された場合は返還を求めない。

基金協会は、特別補填金の交付対象とはならない畜産経営者（以下、「非交付対象者」という。）がいる場合は、別紙様式第3号「特別補填金にかかる交付非対象者報告書」（基金協会→全日基）により令和5年1月25日（水）までに、全日基に報告する。

3. 特別補填金の交付申請及び請求

(1) 基金協会は、令和4年12月23日（金）までに、別紙様式第2号「特別対策事業補助金交付申請書」（基金協会→全日基）により全日基に特別補填金の交付を申請する。

- (2) 全日基は、基金協会から示された特別補填金の概算請求額を取りまとめのうえ、令和4年12月27日（火）までに、機構に特別補填金の交付を申請する。

また、全日基は機構から補助金交付決定の通知を受けた際は、基金協会に対する補助金の交付を決定し、基金協会へ通知するものとする。

- (3) 基金協会は、令和5年1月27日（金）までに、第2の（1）の配合飼料の購入数量にかかる入力結果に基づき、別紙様式第4号「特別対策事業補助金（特別補填金）支払請求書」（基金協会→全日基）により、全日基に特別補填金の支払請求を行う。

- (4) 交付金額の算定

ア.（3）の支払請求額は、畜産経営者別に当該四半期の契約数量と購入数量を比較し、いずれか低い数量にトン当たり6,750円を乗じて算出する。

ただし、複数の基金協会と契約している畜産経営者または基金協会内で複数の荷受組合と契約している畜産経営者については、全日基の配合飼料価格差補てん事業事務処理要領に規定されている補てん対象数量の算定方法により算定した補てん対象数量にトン当たり6,750円を乗じて算出する。

イ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。

- (5) 全日基は、令和5年1月31日（火）までに、基金協会からの申請に基づき、機構に対し特別補填金の支払請求を行う。

4. 特別補填金の交付

- (1) 全日基は、機構から特別補填金を交付された日又は翌金融機関営業日に、基金協会に同額を交付する。

- (2) 基金協会は、特別補填金を受領後、各々の基金契約の畜産経営者に対して基金制度による補てん金の交付日と別の日に特別補填金を交付する。

- (3) 基金協会は、全日基より特別補填金の交付を受けたときは、10日以内に別紙様式第4の1号「配合飼料特別対策事業特別補填金交付完了報告書」（基金協会→全日基）を全日基に提出する。

- (4) 畜産経営者への特別補填金の交付は以下のとおりとする。

ア. 特別補填金は、畜産経営者の指定する金融機関の指定口座に振込み交付する。

イ. 基金協会は、畜産経営者に対し特別補填金の交付内容を知らせるため、契約数量、購入数量、補てん対象数量、補てん金交付額等を記載した補てん金交付通知書（はがき）を必ず基金協会から直接郵送する。

ウ. 特別補填金は飼料代金ないし補てん積立金と相殺してはならない。

5. 購入数量入力における過小報告、過大報告の処理

- (1) 第2の(1)の購入数量にかかる過小申告が確認された場合は、荷受組合は令和5年2月22日(水)までに、別紙様式第4の2号の別紙「令和4年度第3四半期特別補填金追加交付申請書」(荷受組合→基金協会)により基金協会に報告する。

基金協会は、別紙様式4の2号「特別補填金追加交付申請書」(基金協会→全日基)により令和5年2月24日(金)までに全日基に申請し、全日基は機構に令和5年2月28日(火)までに追加交付申請を行う。
- (2) 追加交付の対象者は、令和5年1月20日(金)までに第1の(2)の申請を行った畜産経営者に限る。また、令和5年3月1日(水)以降の申請は受け付けない。
- (3) 全日基は、機構から追加の特別補填金を受理した日に、基金協会に同額を交付し、基金協会は速やかに畜産経営者に振込交付する。

この場合、基金制度における追加補てんと同日に交付することができるが、同制度に係る補てん金と別に分けて交付する。
- (4) 第2の(1)の購入数量にかかる過大申告が確認され、返還の必要が生じた場合は、荷受組合は、速やかに別紙様式第4の3号の別紙「令和4年度第3四半期特別補填金返還書」(荷受組合→基金協会)により基金協会に報告するほか、畜産経営者から修正数量に応じた金額の返還を受け基金協会に返還する。
- (5) 基金協会は、全日基に対し別紙様式第4の3号「特別補填金返還書」(基金協会→全日基)により報告・返還し、全日基はこれを受けて機構に報告・返還する。

第5章 畜産経営者にかかる取組の実施状況

1. 取組の実施状況の報告

- (1) 基金協会は、令和6年4月30日(火)までに、特別補填金の交付を受けた畜産経営者から別紙様式第6号「令和4年度配合飼料価格高騰緊急特別対策事業取組実績報告書」(畜産経営者→基金協会)により、第3章第1及び第2にかかる取組の実施状況等の報告を受ける。
- (2) 基金協会と委託契約を締結している荷受組合にあつては、令和6年6月28日(金)までに、(1)の結果を別紙様式第6の1号「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における生産コストの削減及び飼料自給率の向上のための取組集計表」(荷受組合→基金協会)を取りまとめの上、基金協会に報告する。
- (3) 基金協会は、令和6年7月5日(金)までに別紙様式第6の2号「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業における生産コストの削減及び飼料自給率の向上の

ための取組集計表」(基金協会→全日基)により全日基に報告し、全日基は取りまとめの上、令和6年7月26日(金)まで機構に報告する。

2. 取組内容等に対する改善措置等

- (1) 基金協会及び荷受組合は、畜産経営者の報告の結果、又は取組が不十分と認めた場合は、当該畜産経営者に対して必要な指導を行うことができるとともに、改善措置の報告を求めることができる。
- (2) 基金協会は、特別補填金の交付を受けた畜産経営者が次のアからウのいずれかに該当した場合には、特別補填金については基金協会等を通じて全部またはその一部を全日基に返還させ、全日基は機構に当該返還金を返還することができる。
 - ア 令和5年度までに別紙様式第1号「事業参加申込書」(畜産経営者→基金協会)の第3の「生産コストの削減・飼料自給率の向上の為の取組 確認表」で選択した取組を中止した場合(ただし、取組を変更する場合又は廃業や被災等によるものであって、全日基がやむを得ない事情によるものであると認めた場合はこの限りでない。)
 - イ 令和5年度まで実施した別表1の取組が2つに満たない場合
 - ウ 虚偽の報告等により特別補填金を不正に受けた場合

第6章 事業推進指導等の経費の支払い

1. 事業推進指導事務費等((以下「委託費等」という。)の申請

- (1) 基金協会は、第1章第2の業務を実施に要する委託費等について、別表2「2 事業の推進指導」に掲げる補助対象経費及び補助額並びに別表3「2 事業の推進指導の内容等」に掲げる内容により、別紙様式第2号「特別対策事業補助金交付申請書」(基金協会→全日基)の表の「事業推進指導費」の欄に記載し、令和4年12月23日(金)までに全日基に申請する。
- (2) 全日基は、基金協会の申請に基づき、令和4年12月27日(火)までに機構に申請する。
- (3) 当該委託費等は、第2章第2の委託契約・再委託契約が締結された日、又は機構が全日基の申請した事業に要する経費を承認した日の、いずれか遅い日以降を支払いの対象とする。
- (4) 全日基は、機構から補助金の交付決定通知を受領後、速やかに基金協会に通知する。

また、再委託契約を締結している基金協会は、荷受組合に通知する。

- (5) 基金協会は、補助金の交付決定のあった後において、交付対象事業の計画を変更し、又は計画変更に伴う追加交付を受けようとする場合には、あらかじめ、別紙様式第2の1号「特別対策事業補助金交付変更承認申請書」（基金協会→全日基）を全日基に提出し、全日基はその内容を審査の上、機構に補助金の変更申請を行う。
2. 委託費等の支払請求
- (1) 基金協会と委託契約を締結した荷受組合は、令和5年5月8日（月）までに、前項の業務に要した経費を別紙様式第5の1号「事業推進指導費支払請求書（荷受組合）」（荷受組合→基金協会）により、基金協会に請求する。
- (2) 基金協会は、令和5年5月10日（水）までに事業実施に要した経費及び荷受組合の請求額を加算し、別紙様式第5号の「配合飼料価格高騰緊急特別対策事業補助金（事業推進指導費）支払請求書」（基金協会→全日基）により全日基に請求し、全日基は令和5年5月12日（金）までに機構に同額を請求する。
- (3) (2) で請求する経費は、第1で申請した費目及び金額の範囲内とする。
3. 委託費等の支払い
- (1) 全日基は、機構から経費等に対する補助金の交付を受けた後、基金協会に対し速やかに支払う。
- (2) 基金協会は、再委託契約を締結している荷受組合に対し、全日基から委託費等の支払いを受けた後、速やかに再委託費を支払う。

第7章 電子事務処理システムの改修

1. 全日基は、全日基補てんシステムに、本事業の特別補填金の交付のみに使用するために必要となる改修を加え、必要となる経費を機構に請求することとする。
2. 第1に係る請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。
- ただし、次のア及びイに該当する場合に限り、機構の承認を受けた上で、随意契約によることができる。
- ア 事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當であること
- イ 要する経費について、複数の者から見積りを徴収する等により確認し、著しく高価ではないこと
3. 全日基は、本事業により効用の増加した事務システム（以下「全日基特別補填金システム」という。）について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4. 全日基補てんシステムの改修に要する経費について、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の場合には、令和9年度末（令和10年3月31日（金））まで特別補填金システムを処分してはならない。

第8章 特別対策事業にかかる補助金交付実績の報告

1. 基金協会と委託契約を締結した荷受組合は、令和5年6月23日（金）までに、基金協会からの委託にかかる業務に要した経費について別紙様式第7の1号「特別対策事業 実績報告書（荷受組合）」（荷受組合→基金協会）により基金協会に報告する。
2. 基金協会は、令和5年6月26日（月）までに事業に要した経費の実績額および再委託契約を締結している基金協会は荷受組合の実績額を加算した事業推進指導費及び特別補填金の最終実績について別紙様式第7号の「特別対策事業 実績報告書」（基金協会→全日基）により全日基に報告する。

全日基は、基金協会から報告された実績報告書の内容について、必要に応じて基金協会等に照会することができるとともに、不備がある場合は修正を求めることができる。

3. 全日基は、令和5年6月28日（水）までに特別対策事業にかかる次のア及びイの実績について機構に報告する。

ア 畜産経営者に交付した特別補填金の交付決定額、事業費（負担区分別）

イ 第1章第2の業務に要した事業推進指導費の交付決定額、事業費（負担区分別）

第9章 その他

1. 証拠書類の整理保管

基金協会等は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておくものとし、その保管期間は令和9年度末（令和10年3月31日（金））までとする。

2. 損害額の返還

基金協会は、特別補填金及び委託費等に対する補助金の目的外使用や、不正な経理等による損害が生じた場合、機構及び全日基と対応を協議の上、損害額と同額を返還しなければならない。

附 則

1. この事務処理要領の制定および変更は、理事長が決定する。
2. この事務処理要領は、機構の理事長の承認があった日から施行する。